|  |  |
| --- | --- |
| 二戸地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表 | |
| 現　　　　　　行 | 改　　正　　案 |
| 第１条・第２条　（略）  （様式等）  第３条　（略） | 第１条・第２条　（略）  （様式等）  第３条　（略）  （公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）  第４条 条例第47条の２第１項に規定する公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第１(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の２)項及び(16の３)項に掲げる防火対象物で、法第17条第１項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第４条第１項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。  ２ 条例第47条の２第１項に規定する公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。  （防火対象物の公表の手続）  第５条 条例第47条の２第1項の規定による公表は、前条第１項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、二戸地区広域行政事務組合ホームページへの掲載により行う。 |

| 現　　　　　　行 | 改　　正　　案 |
| --- | --- |
|  | ２ 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。  (1)　前条第２項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地  (2)　前条第２項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）  (3)　その他消防長が必要と認める事項 |